

旭川医科大学における防犯カメラ管理運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学における防犯カメラ管理運用規程の一部を改正する規程

旭川医科大学における防犯カメラ管理運用規程（令和6年旭医大達第18号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(総括管理責任者) 第4条 本学に、防犯カメラ総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。 2 総括管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する業務を総括する。</p> <p>(管理責任者) 第5条 防犯カメラを設置する部局等に防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、次の各号のとおりとする。 (1) 大学 学長が指名する副学長 (2) 病院 病院長 2 管理責任者は、当該部局等における防犯カメラの管理及び運用に関する業務を総括する。</p> <p>(略)</p> <p>(設置の表示) 第9条 管理責任者は、防犯カメラを設置するにあたり、管理責任者名を明らかにして防犯カメラが設置されていることを表示しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(総括管理責任者) 第4条 本学に、防犯カメラ総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。 2 総括管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する業務を総括する。</p> <p>(管理責任者) 第5条 防犯カメラを設置する部局等に防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、次の各号のとおりとする。 (1) 大学 学長が指名する副学長 (2) 病院 病院長 2 管理責任者は、当該部局等における防犯カメラの管理及び運用に関する業務を総括する。</p> <p>(略)</p> <p>(設置の表示) 第9条 管理責任者は、防犯カメラを設置するにあたり、管理責任者名を明らかにして防犯カメラが設置されていることを表示しなければならない。</p> <p>(略)</p>

附 則

- 1 この規程は、令和6年3月4日から施行し、令和6年2月5日から適用する。
- 2 第9条に規定する設置の表示は、当分の間、大学は総括管理責任者名により表示することとする。

【改正理由】

防犯カメラ設置の表示を見直すため、必要な事項を定めるものである。